

春日井市孤立死対策連絡会議の設置に係る概要

1 目的

電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、郵便事業者、住宅供給事業者による市への通報体制を確立し、生活に困窮するなどの理由により社会から孤立状態にある世帯（以下「孤立世帯」といいます。）を早期に発見することにより、孤立死を防止するため、ライフライン事業者等と検討をするものです。

2 会議構成員

電気、ガス、水道のライフライン事業者、新聞販売店、郵便事業者、住宅供給事業者（以下「ライフライン事業者等」といいます。）

3 検討事項

- (1) 異常発見時の通報体制の構築（ガイドラインの策定）
- (2) 孤立世帯への市相談窓口の周知

4 会議内容

ライフライン事業者等が、配達及び検針等の業務の際に、異常（ポストに郵便物や新聞が数日分たまっている、同じ洗濯物が干したままで取りこまれていない、何日か呼びかけても反応が無いなど）に気付いた場合の、市への通報のガイドラインや孤立世帯への市相談窓口の周知方法について検討します。

5 会議日程

第1回：平成24年9月20日 第2回：平成24年11月上旬
第3回：平成24年12月上旬

※ 連絡会の開催にあたり、市関係各課による庁内調整会議を複数回開催します。

6 通報を受けた市の体制

市は、通報があった孤立世帯に対して民生委員、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、安否等の確認を行います。

安否等確認後、市は孤立世帯について必要な福祉サービスにつなげるものとします。

7 今後の日程

平成25年1月からの通報体制の運用については、可能な事業者から順次実施していただくとともに、年1回連絡会議を開催し、通報体制の検証及び意見交換等行っていくものとします。

孤立死対策連絡会議の設置について

孤立死対策の背景

近年、地域で亡くなられた事に近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という大変痛ましい事案が発生している。

従来、「孤立死」防止対策の主な支援対象としては、高齢者のみの世帯、高齢者単身世帯に重点が置かれていたところであるが、昨今の孤立死事案を見てみると、世帯内の生計中心者（もしくは介護者）の急逝により、その援助を受けていた方も死に至った事案や、30代、40代の家族が同居しているにもかかわらず、家族全員が死に至っている事案など、上記のような世帯に限らず発生している。

このような実態を踏まえ、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行う必要がある。

「孤立死」とは

亡くなったことに近隣の人々が気づかず、相当日数を経てから発見されること

参 考

孤独：仲間づきあいの欠如あるいは喪失による好ましからざる感情を抱くこと（主観的）

孤立：家族やコミュニティとほとんど接触がないこと（客観的）

「社会的孤立と実践研究の方向」（日本福祉大学）より

会議での検討事項

異常発見時の通報体制の構築（ガイドラインの策定）

ライフライン事業者等の検針員、徴収員等が異常事態を発見した場合、市の窓口へ通報

要支援者への市相談窓口の周知

ライフライン事業者や賃貸事業者が料金遅延者、滞納者宅を訪問した際に市相談窓口を記載したリーフレットを配付

孤立死対策連絡会議の推進体制



異常発見から安否確認まで

